

平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交流事業又は各種コンベンション（以下「交流事業等」という。）の開催による萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として、萩・石見空港を離着陸する定期便及び季節運航便（以下「萩・石見空港便」という。）を利用し交流事業を行う団体等に対し、萩・石見空港利用拡大促進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で交付する萩・石見空港交流促進助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において交流事業とは、萩・石見空港圏域及び首都圏・関西圏等の住民、団体等の相互交流を推進することを目的とした事業をいう。

2 この要綱においてコンベンションとは大会、会議、集会、学会及び研究会をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、交流事業を実施する又は参加する法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる交流事業は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 幹事市町、もしくは幹事市町が参画する実行委員会又は協議会等が主催、共催、後援、又は協力するものであること。
- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開催されるものであること。
- (3) 参加者のうち萩・石見空港便利用予定者が5名以上（大阪便に限り、2名以上）であること。
- (4) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けているものではないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

(助成金額等)

第5条 助成金額は、3,000円に萩・石見空港利用便の延べ利用座席数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、利用座席数から除くものとする。

- (1) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。）が、公務により利用するもの。
- (2) 無償の航空券を利用するもの。
- (3) 満3歳未満の小児が、座席を確保せず利用するもの。
- (4) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けたもの、または受ける予定のもの。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、萩・石見空港交流促進助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業の実施前日までに萩・石見空港利用拡大促進協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容が分かる書類（チラシ、事業計画書等）
- (2) 萩・石見空港便の利用者名簿（利用者氏名と搭乗便が記載されたもの）
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 申請者は、萩・石見空港利用便利用予定人数が定まっていない場合は、前項の規定にかかわらず、前項第2号の書類の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第7条 会長は、前条の申請があったときは、当該内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、当該決定の内容を萩・石見空港交流促進助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、必要に応じて前項の決定に条件を付すことができるものとする。

（変更承認申請）

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更し、又は中止する場合は、萩・石見空港交流促進助成金変更承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ会長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 萩・石見空港交流促進助成金実績報告書（様式第4号）
- (2) 萩・石見空港便ご搭乗案内又はこれに準ずる書類（搭乗座席数分 コピー可）
- (3) 萩・石見空港便の利用者名簿（搭乗者氏名及び搭乗便が記載されたもの）
- (4) その他会長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 会長は、前条の実績報告があったときは、速やかに当該報告の内容を審査し、助成金の交付を適当と認めた場合は、当該助成金の額を確定するとともに、萩・石見空港交流促進助成金交付額確定通知書（様式第5号）により助成事業者に通知する。

（助成金の交付）

第11条 前条の交付額の確定通知を受けた助成事業者は、助成金を請求しようとするときは、萩・石見空港交流促進助成金交付請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（その他）

第12条

この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

萩・石見空港利用拡大促進協議会会長 様

(申請者)

郵便番号

所在地

事業者名

代表者名

印

電話

平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付申請書

萩・石見空港交流促進助成金の交付を受けたいので、平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この事業については、萩・石見空港利用拡大促進協議会が行う他の補助金および助成金の交付を受けるものではありません。

記

1 事業名	
2 主な実施場所	
3 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
4 目的及び内容	
5 主催者	
6 萩・石見空港利用圏域幹事市町又は同市町が参画する実行委員会、協議会等の共催、後援、協力の状況	(自治体名又は団体名を記載) (いずれかに○) による (共催) 事業 (後援) (協力)
7 萩・石見空港便利用予定座席数 ※片道1回の利用を1席として記載	席
8 助成金交付申請額	円
9 添付書類	・ 事業の内容が分かる書類 (チラシ、事業計画書等) ・ 萩・石見空港利用便の利用予定者名簿 (利用者氏名と搭乗便が記載されたもの) ・ その他 ()

様式第2号（第7条関係）

空促協指令第 号
平成 年 月 日

様

萩・石見空港利用拡大促進協議会
会長 益田市長 山本 浩章 印

平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました萩・石見空港交流促進助成金の交付については、次のとおり決定しましたので、平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 事業名	
2 交付決定金額	円 ※3,000円に萩・石見空港便利用座席数を乗じた額を助成する。

平成 年 月 日

萩・石見空港利用拡大促進協議会会長 様

(申請者)

郵便番号

所在地

団体名

代表者名

電 話

㊟

平成31年度萩・石見空港交流促進助成金変更承認申請書

平成 年 月 日付け空促協第 号により交付決定のあった萩・石見空港交流促進助成金について、次のとおり変更したいので、萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 事業の名称	
2 変更内容	変更前
	変更後
3 変更理由	
4 変更年月日	
5 添付書類	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

萩・石見空港利用拡大促進協議会会長 様

（助成事業者）

郵便番号

所在地

団体名

代表者名

印

電話

平成31年度萩・石見空港交流促進助成金実績報告書

萩・石見空港交流促進助成金の交付を受けたいので、平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名	
2 主な実施場所	
3 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
4 目的及び内容	
5 萩・石見空港便利用座席数 ※片道1回の利用を1席として記載	席
6 助成金交付決定額	円 ※3,000円に萩・石見空港便利用座席数を乗じた額
7 添付書類	・事業の実施内容が分かる書類（チラシ、事業報告書等） ・ご搭乗案内（搭乗座席数分）等 ※コピーによる提出を可とする ・萩・石見空港利用便の利用者名簿（利用者氏名と搭乗便が記載されたもの） ・その他（ ）

様式第5号（第10条関係）

空促協指令第 号
平成 年 月 日

様

萩・石見空港利用拡大促進協議会会長
会長 益田市長 山本 浩章 印

平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付額確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のありました萩・石見空港交流促進助成金の交付については、次のとおり助成金の額を確定しましたので、平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 事業名	
2 助成金の交付確定額	円 ※3,000円に萩・石見空港便利用座席数を乗じた額。

様式第6号（第11条関係）

平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付請求書

一 金							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

年 月 日付け空促協第 号により交付確定通知のあった助成金について、平成31年度萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第11条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

萩・石見空港利用拡大促進協議会会長 様

所在地(住所)

団体名

代表者氏名

電 話

㊞

助成金の交付については、次への口座振替を希望します。

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他()						
口座番号							
口座名義人	フリガナ						